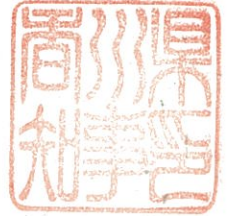


2医国第 13378 号
令和 2 年 5 月 18 日

香川県臨床検査技師会 御中

香川県知事 浜田 恵造



香川県感染警戒宣言について

5月14日、本県では、特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が解除されました。これまで、県からの外出自粛などの要請に対して、皆様方に御協力いただいたことが解除につながったものであり、心から感謝申し上げます。

しかし、これで元どおりの日常に戻ることができるということではなく、引き続き、慎重な行動が必要です。このため、県では、5月15日に、香川県感染警戒宣言（別添1）を発出しました。

県民の皆様には、県内の外出自粛の要請はしないこととしましたが、引き続き、県外への外出や、接待を伴う飲食店等や3密の場への外出については控えていただくとともに、新しい生活様式の徹底をお願いいたします。また、事業者の皆様には、引き続き、一層の感染防止対策を講じた上で事業活動を行っていただくようお願いいたします。

貴職におかれましては、こうした状況を御理解いただき、香川県感染警戒宣言について、貴社（団体）の職員の皆様及び関係先への周知につきまして、御協力をお願い申し上げます。

また、施設の使用にあたりましては、現在、政府が全国規模の業界団体に策定を要請している業種ごとのガイドラインや、「今後における適切な感染防止対策」（別添2）を参考として、引き続き、適切な感染防止対策を講じていただきますようお願い申し上げます。

令和2年5月15日

香川県感染警戒宣言 ～香川県知事から県民の皆様へのメッセージ～

香川県における特措法に基づく緊急事態宣言は解除されましたが、新型コロナウイルス感染症が完全に終息したわけではなく、新たな感染はいつどこで発生するかわかりません。

国内では、まだ、緊急事態宣言区域となっている都道府県があり(※)、全国的な解除となっていない期間においては、本県においても気を緩めることなく、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する必要があります。このため、新たに、香川県感染警戒宣言を発出し、県民の皆様、事業者の皆様以下のご協力をお願いいたします。

(※)北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県の8都道府県

記

○県民の皆様へ

外出について

- ・ 県外への不要不急の外出は控えてください。特に、緊急事態宣言区域となっている都道府県への外出は控えてください。やむを得ず、緊急事態宣言区域となっている都道府県を訪れなければならない場合、帰県後14日間は、不要不急の外出を自粛してください。
- ・ 繁華街の接待を伴う飲食店等やこれまでにクラスターが発生しているような「三つの密」(密閉、密集、密接)のある場への外出も控えてください。
- ・ 人との接触をできるだけ減らしてください。
- ・ 外出時には症状がなくてもマスクを着用しましょう。

新しい生活様式について

- ・ 屋内外に関わらず、三つの密を徹底的にさけてください。人との間隔はできるだけ2m(最低1m)空けてください。
- ・ 皆様の行動が密につながらないように買い物などの用事はできるだけ少人数で出かけてください。
- ・ 毎朝、体温と健康のチェックを行い、体調が悪いときは、勇気をもって仕事を休んでください。
- ・ こまめな手洗い、手指消毒、咳エチケットを徹底してください。
- ・ バランスの良い栄養、十分な睡眠時間、適度な運動をとるようにしてください。

○事業者の皆様へ

- ・ 「今後における適切な感染防止対策」を徹底してください。
- ・ 緊急事態宣言区域となっている都道府県への出張は控えてください。
- ・ テレワークや時差出勤ができる環境を整備しましょう。
- ・ 万一、ご自身の事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査にご協力をお願いします。

今後における適切な感染防止対策

目 的	具 体 的 な 取 組 例
発熱者等の施設への 入場防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止 ・来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」 (密閉・密集・密接)の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗・施設等利用者の入場制限や一方通行の誘導など行列を作らないための工夫や行列位置の指定を行うなどして列間隔の確保(約2m間隔の確保)、施設内の十分な間隔の確保 ・曜日・時間帯による特売やポイントセールをできる限り自粛 ・換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける) ・密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
県外客の利用自粛の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・県外客の利用自粛を促す対策(店頭・HPによる周知等)
飛沫感染、接触感染の 防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・来訪者の入店時等におけるマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を工夫して最低限にする ・複数の人の手が触れる扉や共用部など、店舗・事務所内の定期的な消毒 ・手や口が触れるようなもの(コップ、箸など)は適切に洗浄・消毒 ・会話時には距離を確保し、対面時にはパーティションを設置するなどして感染を防止